

日本成長戦略会議 スタートアップ政策推進分科会 金融庁説明資料

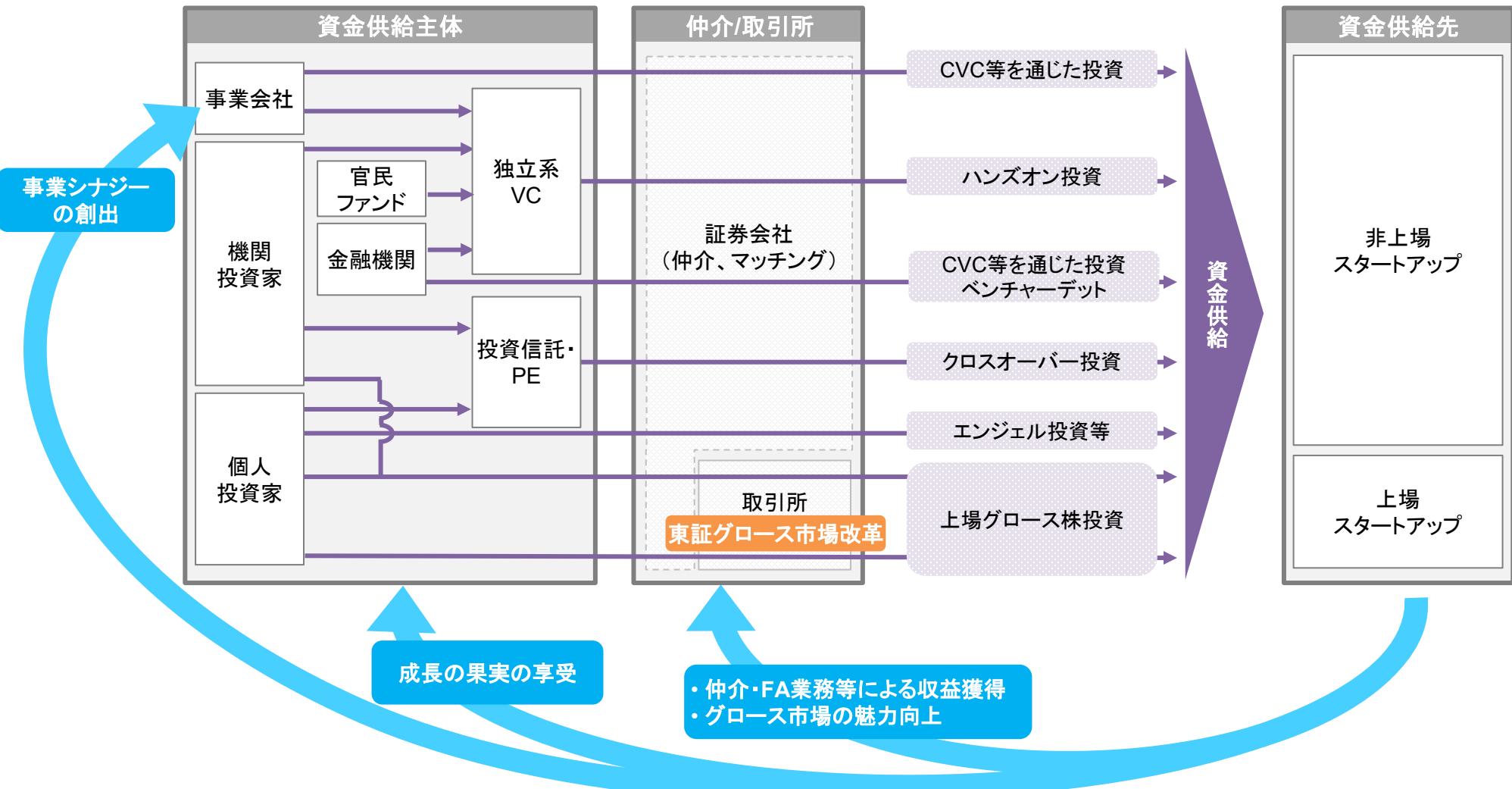
2026年2月4日



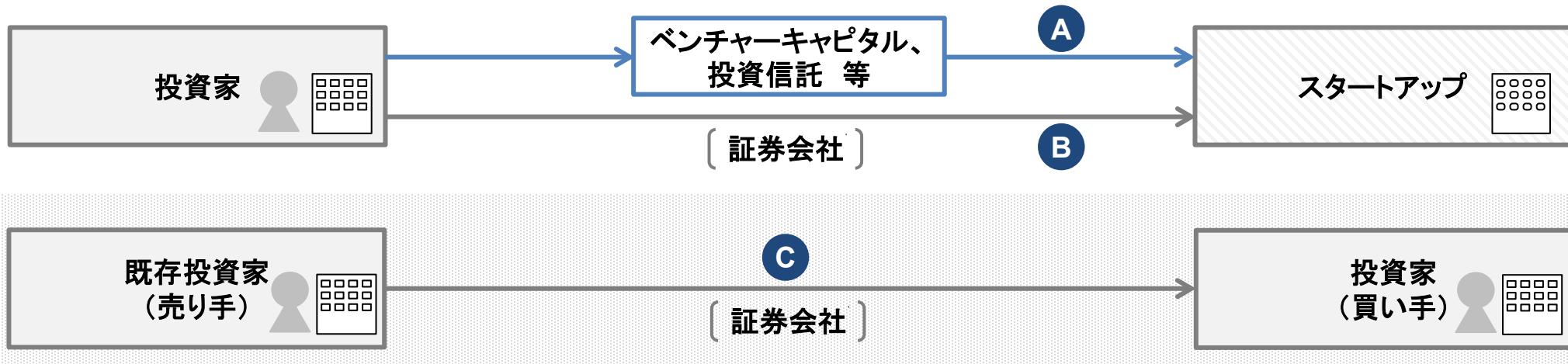
Financial Services Agency, the Japanese Government

スタートアップへの資金供給における目指すべきエコシステムの姿

- スタートアップへの資金供給にかかる各主体において、**目指すべきエコシステムの姿について認識の共有**を図ることで、スタートアップへの資金供給を活性化し、成長を後押しするとともに、関係する各主体にも裨益するエコシステムを創出していく。



スタートアップへの成長資金の供給促進に向けた近年の取組み(全体像)



A 投資運用の専門家を通じた資金供給の促進

■ ベンチャーキャピタル(VC)を通じた投資

- ① 「VCにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)を策定・周知
- ② 金融・資産運用特区において、VCへの出資要件を緩和
- ③ 銀行の投資子会社による投資先企業の要件を緩和
- ④ 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)を策定

■ 投資信託等を通じた投資

- ⑤ 非上場株式に投資する投資信託の枠組みを整備
- ⑥ 非上場株式に投資する上場投資法人の規制を緩和

B 投資家の直接投資による資金供給の促進

■ プロ投資家による投資

- ⑦ 資金調達の枠組み(J-Ships)を整備したほか、個人がプロ投資家になるための要件を緩和
- ⑧ 米国並みの資金調達環境の整備(日本版Rule506)による更なる活性化

■ 一般投資家による投資

- ⑨ 株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和
- ⑩ 少額の資金調達に係る届出書様式の簡素化
- ⑪ 株主コミュニティへの勧誘対象を拡大

C 非上場株式の流通市場の整備

- ⑫ 非上場株式の流通プラットフォーム創出のための規制を緩和

スタートアップへの成長資金の供給促進に向けた近年の取組み

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の促進

ベンチャーキャピタル(VC)を通じた投資(2025年 約3,100億円)

- ① 「VCにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)を策定・周知
(2024年10月)
 - ✓ VCのガバナンス向上や投資先企業の支援等を促し、機関投資家からVCへの資金供給やスタートアップの成長等を活性化
- ② 金融・資産運用特区において、VCへの出資要件を緩和
(2024年11月)
 - ✓ 一定の知識経験を有する投資家による出資額の上限規制を撤廃し、起業経験等のあるエンジェル投資家による投資を活性化
- ③ 銀行の投資子会社による投資先企業の要件を緩和
(2024年11月)
 - ✓ スタートアップの設立年数要件を緩和(10年→20年未満)し、銀行グループによる投資を活性化
- ④ 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)を策定
(2023年12月)
 - ✓ 金融機関等の運用における新興運用業者の活用を活性化

投資信託等を通じた投資(公募投資信託の純資産総額 約820億円)

- ⑤ 非上場株式に投資する投資信託の枠組みを整備
(2024年2月)
 - ✓ リスクを理解・許容できる一般投資家による投資が広がるほか、スタートアップの上場後も投資が継続することが期待される
- ⑥ 非上場株式に投資する上場投資法人の規制を緩和
(2024年3月・2025年2月)
 - ✓ 開示内容を緩和・自己投資口の取得を解禁し、投資法人の参入促進

B 投資家の直接投資による資金供給の促進

プロ投資家による投資(累計 約260億円)

- ⑦ 資金調達の枠組み(J-Ships)を整備したほか、個人がプロ投資家になるための要件を緩和(2022年)
 - ✓ 一般投資家を対象とする場合の厳格な情報開示を要さずに、広く個人も含めたプロ投資家による投資が可能となる
- ⑧ 米国並みの資金調達環境の整備(日本版Rule506)による更なる活性化(2025年2月・3月)
 - インターネットを含む様々な媒体による勧誘の利便性向上
 - 個人がプロ投資家になるための要件の明確化
- ✓ プロ投資家へ移行するメリットや要件がわかりやすくなり、投資家の裾野を拡大

一般投資家による投資(累計 約220億円)

- ⑨ 株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和
(2025年2月)
 - ✓ 企業の発行上限(1→5億円)や投資家の投資上限(50万→最大200万円)の緩和により、投資家保護に支障のない範囲で投資を促進
- ⑩ 少額の資金調達に係る届出書様式の簡素化
(2025年2月)
 - ✓ 記載が必要な監査済み財務諸表の数を縮減等
- ⑪ 株主コミュニティ(地域に根差した非上場企業の株式を売買する枠組み)への勧誘対象を拡大
(2024年11月)
 - ✓ 発行企業の取引先の役職員等への参加勧誘を可能とし、投資家保護に支障のない範囲で投資を促進

C 非上場株式の流通市場の整備

- ⑫ 非上場株式の流通プラットフォーム創出のための規制を緩和
(2024年5月金商法改正、2024年11月・2025年5月施行)
 - ✓ 小粒上場を回避し、株主の換金機会を拡大するため、非上場株式の仲介を行う証券会社の登録要件を緩和する等、証券会社の参入を促進

日証協・金融庁共催「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書 (2025年9月5日公表)のポイント

KGI・参考指標	<ul style="list-style-type: none">◆KGI:「市場仲介者が関与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすること」◆KGIを達成する上での参考指標<ul style="list-style-type: none">・非上場会社のセカンダリー取引の状況、J-Shipsの利用状況・非上場株式を組み込んだSPVスキーム・投資信託等ビーカーを通じた資金調達額・未公開株に関する苦情相談件数						
大規模投資家等	<ul style="list-style-type: none">◆大規模投資家等の市場参加促進<ul style="list-style-type: none">・VCの魅力向上・アセットオーナーの運用対象資産の多様化・官民ファンドの活用・オープンイノベーション促進税制の対象拡大、PE課税特例の見直し・市場関係者によるアドバイザリー・サービス等の更なる取組み						
SPVスキーム・ 投資信託・ エンジェル投資家	<ul style="list-style-type: none">◆SPVスキーム、投資信託、エンジェル投資家による投資拡大のための推進施策<ul style="list-style-type: none">・SPVスキームのモデル契約の整備・非流動性資産を組み込んだ投信の規制緩和・新たな組成・販売の枠組み・スタートアップ企業等への投資を税制面から促進する取組み						
リスク許容度・投 資判断能力のあ る投資者等	<table border="1"><tr><td>プライマー</td><td><ul style="list-style-type: none">・J-Shipsの利活用拡大(特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等)・特定投資家による投資の活性化(特定投資家の移行要件の弾力化等)・準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たす投資者)を対象とする勧誘・取引制度に係るルール整備</td></tr><tr><td>セカンダリー</td><td><ul style="list-style-type: none">・取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し (対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合)</td></tr><tr><td>原則勧誘禁止</td><td><ul style="list-style-type: none">・非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換 ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど</td></tr></table>	プライマー	<ul style="list-style-type: none">・J-Shipsの利活用拡大(特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等)・特定投資家による投資の活性化(特定投資家の移行要件の弾力化等)・準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たす投資者)を対象とする勧誘・取引制度に係るルール整備	セカンダリー	<ul style="list-style-type: none">・取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し (対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合)	原則勧誘禁止	<ul style="list-style-type: none">・非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換 ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど
プライマー	<ul style="list-style-type: none">・J-Shipsの利活用拡大(特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等)・特定投資家による投資の活性化(特定投資家の移行要件の弾力化等)・準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たす投資者)を対象とする勧誘・取引制度に係るルール整備						
セカンダリー	<ul style="list-style-type: none">・取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し (対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合)						
原則勧誘禁止	<ul style="list-style-type: none">・非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換 ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど						
制度周知等	<ul style="list-style-type: none">・積極的な周知活動の実施、効果的な周知活動・推進施策について検討						

※「SPVスキーム」とは、複数の投資家による特定少数のスタートアップ企業等へのシンジケート投資を、投資家が直接的な株主にはならない形で実現するために、LLC(Limited Liability Company:合同会社)等のSPV(Special Purpose Vehicle)を利用した投資スキームをいう。米国や欧州のスタートアップ企業等への投資において活用されている。

スタートアップ等への成長資金の供給促進のために予定している施策①

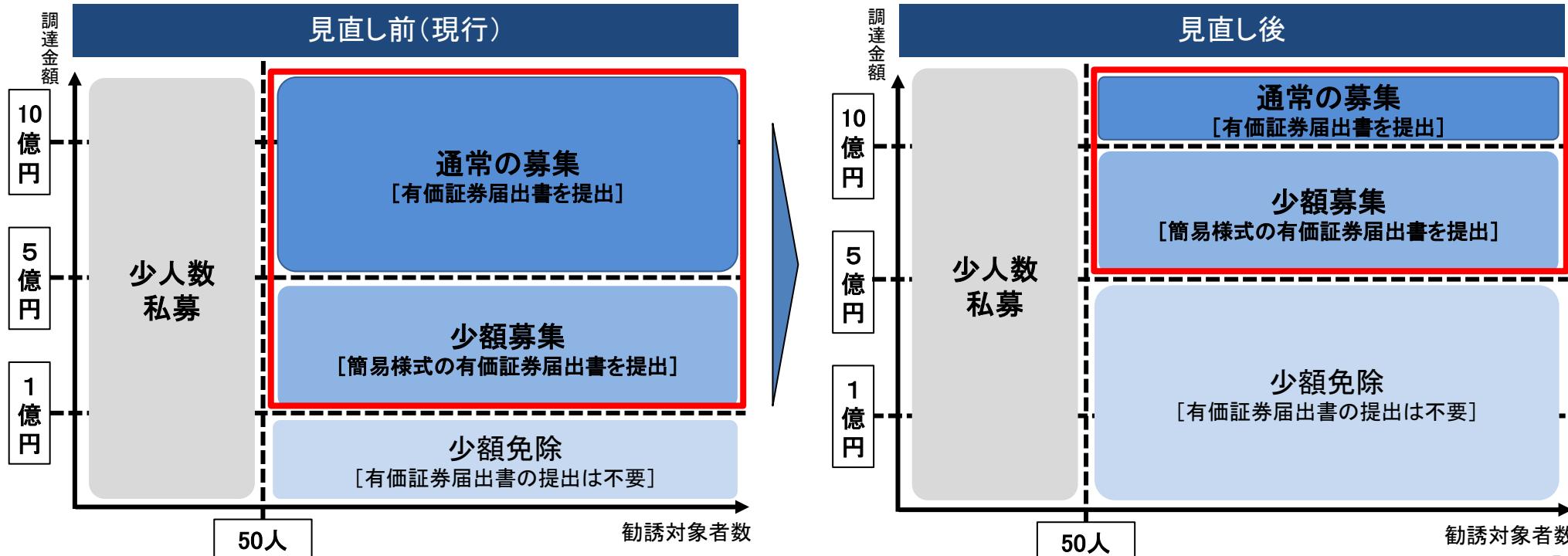
- スタートアップ・成長企業への資金供給を更に促進するため、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備

一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引き上げ
- 5億円以上10億円未満の資金調達については、簡易な様式による有価証券届出書の提出(少額募集)を利用可能に

※ 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している。

- 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする
- 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- サステナビリティ情報の開示を任意化



スタートアップ等への成長資金の供給促進のために予定している施策②

- 特定投資家私募(プロ向けの私募)の勧誘の相手方に、特定投資家と同等の能力を有する「潜在的特定投資家」を追加

プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- 特定投資家を相手方とする資金調達手段である特定投資家私募では、証券会社の仲介の下、簡易な開示様式による情報(監査不要)の提供又は公表を条件として開示規制を免除している。特定投資家の範囲の見直し等の制度整備を進めてきたが、資金調達の事例は限定的であり、特定投資家の裾野の拡大が必要
- そのため、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、行為規制上の保護を受けることを希望することから特定投資家への移行手続を行っていない者(潜在的特定投資家)を、特定投資家私募の相手方の範囲に追加
- 潜在的特定投資家を相手方とする勧誘行為に適用される金商法上の規制は、以下のとおり。

	見直し前(現行)	見直し後
特定投資家私募(開示規制)の相手方の範囲	特定投資家	特定投資家、 潜在的特定投資家
適合性原則、説明義務等(行為規制)が適用されない者の範囲	特定投資家	特定投資家 ※ 潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家として取り扱われる